

共 済 組 合 公 報

第583号

長野市権堂町2201番地
長野県市町村職員共済組合
電話026(217)5600

公告第11号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、令和7年4月14日付けで理事長において専決処分したので公告する。

令和7年4月14日

長野県市町村職員共済組合
理事長 山村 弘

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年公告第4号）の一部を次のように変更する。

第17条から第18条の2までの規定中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。